

令和 6 年第 3 回多賀城市農業委員会総会議事録

○総会年月日 令和 6 年 3 月 2 8 日（木）午後 2 時から午後 2 時 5 0 分

○総会場所 多賀城市役所 3 階 第二委員会室

○出席委員 農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 4 名

会長

第 8 番 小西 桃悦

会長職務代理者

第 7 番 遠藤 光浩

委員

第 1 番 赤井 利智子

第 2 番 伊藤 清彦

第 3 番 加藤 真崇

第 4 番 菅野 眞一

第 5 番 佐藤 孝市

第 6 番 中村 春美

農地利用最適化推進委員

北部区域 大橋 礼子

西部区域 熊谷 俊彦

中部区域 大場 幸一

東部区域 郷古 正夫

○欠席委員

なし

○事務局出席職員

事務局長 千葉 一紀

局長補佐 石山 和彦

農地係長 紅林 康広

副主幹 佐藤 浩

主事 遠藤 和

主事 多胡 樹

○欠席職員

なし

○議事

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名員の指名

4 諸般の報告

5 報告事項

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

6 議案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

7 その他

8 閉会

○総会の概要

事務局

ただ今より令和6年第3回多賀城市農業委員会総会を開催いたします。
会長より挨拶をお願いいたします。

会長

～会長挨拶～

事務局

農業委員会規定第9条の規定により会長が総会の議長となり議事を整理することになっております。今後の議事進行につきまして、会長をお願いいたします。

議長

それでは、議事録署名員の指名を行います。議事録署名員は、多賀城市農業委員会規程第20条第2項の規定により、議長において第3番委員、第4番委員を指名します。
続いて諸般の報告は事務局職員をもって説明いたします。

事務局

～令和6年2月29日から3月27日までの活動について報告～

議長

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届について事務局から報告をお願いいたします。

事務局

～議案書及び別紙資料にて、報告第1号の内容を説明～

議長

報告第1号の現地調査を東部区域担当推進委員お願いいたします。

東部区域担当推進委員

報告第1号資料1 位置図をご覧ください。

当該地周辺につきましては、市街化区域で住宅化も進んでおります。農地法第4条による転用には問題ないと確認してまいりました。以上です。

議長

報告第1号の報告に関し、何か質疑は御座いませんか。

質疑がないようですので、報告第1号は終了といたします。

続いて、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について事務局より報告させます。

事務局

～議案書及び別紙資料にて、報告第2号の届出概要と番号1番の内容を説明～

議長

報告第2号番号1番の現地調査の報告を事務局よりお願いします。

事務局

報告第2号資料1 位置図をご覧ください。

現況は、畑として管理されており市街化区域であるので、5条の転用については何ら問題なしと確認しております。

議長

番号1番の報告に関し、何か質疑は御座いませんか。

質疑がないようですので、報告第2号番号1番は終了といたします。

続いて関連がありますので番号2番から4番まで続けて報告願います。

事務局

～議案書及び別紙資料にて、報告第2号番号2番から4番の内容を説明～

議長

番号2番から4番までの現地調査をおこなった西部区域担当推進委員お願いいたします。

西部区域担当推進委員

3月9日に確認させていただきました。報告第2号資料2の位置図をご覧ください。

届出地につきまして、現況は、畑でございます。ちょっと複雑な境界になっていますが現地は、一面畑で境界等は確認できませんでしたが、農地法第5条の転用には、問題なしと確認してまいりました。以上です。

議長

番号2番から4番まで報告に関し、何か質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第2号番号2番から4番まで終了といたします。続いて議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。事務局から説明願います。

事務局

～議案書及び別紙資料にて、議案第1号の内容を説明～

議長

現地調査をしていただいた東部区域担当推進委員より報告願います。

東部区域担当推進委員

現地については、議案第1号資料1も併せてご覧ください。

譲受人につきましては、現在、田を11,366㎡ほど作付けしておりまして、自宅に所有しているトラクター、田植機械を所有し耕作に十分な機械を所有しております。そういうことで農地法第3条による売買については、問題ないものと確認してまいりました。

議長

第4番委員に報告をお願いします。

第4番委員

場所については、先程、東部区域担当推進委員が報告したところで、南側が新しい工業団地で廻りが全部田んぼの状態で農地法第3条に該当すると確認してきました。家族の状況は、子供さんも含めて間違いなく農業に従事するということが確認できましたので報告します。以上で報告を終了します。

議長

何かご質問等がありますか。

質疑は無いようですので、議案第1号 農地法第3条について許可を決定してよろしいでしょうか。

異議が無いようですので、議案第1号 農地法第3条の許可を決定します。

議案第2号に入ります。農地第5条第1項の許可について、事務局より説明させます。

事務局

～議案書及び別紙資料にて、議案第2号の内容を説明～

議長

議案第2号について、質問等ありますか。

無いようですので、意見書を付して宮城県知事に進達することとします。

次に議案第3号農用地利用集積計画書の決定について事務局から説明させます。

事務局

～議案書及び別紙資料にて、議案第3号の内容を説明～

議長

議案第3号について、質問等ありますか。

質問は無いようですので、議案第3条について許可を決定してよろしいでしょうか。

異議が無いようですので、議案第3号について決定します。

続いて、その他に入ります。

農地中間管理事業の経過報告について、事務局から報告願います。

事務局

～資料に基づき、農地中間管理事業の計画報告～

会長職務代理者

以上で本日の総会を終了させていただきます。慎重なご審議ありがとうございました。

これをもちまして、令和6年第3回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後2時50分

以上、多賀城市農業委員会規程第20条第1項の規定に基づき、議事録を作成し、同条第2項の規定により署名捺印する。

令和6年3月29日

令和6年第3回多賀城市農業委員会総会

総 会 議 長 小西 桃悦 ㊞

署名員第3番 加藤 真崇 ㊞

署名員第4番 菅野 眞一 ㊞